

審査の結果の要旨

氏名 中川 善典

本論文は、政策に関する意見対立がある中での意思決定を、工学的なアプローチにより支援することを試みたものである。

現在、日本の政策過程には様々な問題点が指摘されているが、その中で本論文が注目しているのは二点である。第一は、政策過程が特殊な前提の上に成り立っており、あらゆる意見を視野に入れていないという問題である。そして第二は、各選択肢の長所・短所が十分明らかにされないまま、政策が決まってしまうという問題である。

以上のような問題点を解決した上で、意思決定を補助することを目的とした本論文は、以下のような構成になっている。

まず第 I 部の「問題とその対策の全体像の把握」においては、ある問題に対して様々な認識の下、様々な人たちが持っている対策についての希望やアイデアを網羅的に収集・再構成することで、代表的な選択肢を生成する手法が提案される（第 1 章）。代表的な選択肢のセットとは、あらゆる潜在的な選択肢がそのセットの中のどれかの選択肢で近似できるような、選択肢のセットのことである。

第 II 部の「対策選定を巡る意見対立の基礎研究」においては、第 I 部で生成した代表的な選択肢のセットから一つを選ぶ際にどのような意見対立がありうるのかが類型化される。その結果、一つひとつの選択肢の説得力を巡る対立は主に「事実認識の妥当性を巡る対立」「価値原則の適用の妥当性を巡る対立」に帰着されると結論付けられる。ここで、価値原則とは、政策の「よさ」の拠り所となるような一般原則であり、現代日本の政治論争においてどのような価値原則が用いられているのかも、この第 II 部で実証的に明らかにされている。

第 III 部の「対策選定の支援手法」は、第 I 部で作成した選択肢の中からどれを選択するかを検討する段階である。この段階は、第 II 部の結果に対応して「一つひとつの選択肢の説得力を吟味する」段階と、諸選択肢の中から一つ（あるいは一部）を選択する段階とに細分類される。そしてまず、説得力吟味のために、各選択肢を支持するために価値原則を適用することの妥当性を明らかにする手法と、各選択肢が前提とする事実認識の妥当性を明らかにする手法とが提案される。次いで、アナロジーの考え方をを用いて、選択肢の中から一つ（あるいは一部）を選択することを補助する手法が提案される。

以上が本論文の要旨であり、以下はその評価である。

第一に、本論文は「政策過程が特殊な前提に立っている」という大変重要な問題点に着目し、それを解決するための手法を第 I 部で提案している。ありうる政策の方向性をなるべく網羅的に明らかにするためのこの手法は、非常に高い利用価値を有していると評価できる。

第二に、第 II 部において事実認識の妥当性を明らかにする手法が提案されている。近年、ダムや堰の建設の是非を巡る意見対立が水理学上の論争に帰着するなど、事実認識の相違をどう扱うかが重要な問題になっている。この手法は広範な分野で適用することができるだろう。

第三に、第 II 部において、アナロジーを用いて意思決定を補助する手法が提案されている。意思決定にアナロジーを用いること自体は目新しくはないが、本論文では、独自に明らかにした価値原則を基に「どのような価値原則が衝突しているか」という観点から論点間の類似性を定義した点に新規性が認められる。

このような長所を持つ本論文にも、もちろん短所がないわけではない。

第一に、第 1 章では代表的選択肢の生成手法が提案されているものの、完全なマニュアル化がなされているとまでは言えない。すなわち、現段階においては、誰がこの手法を使用して分析しても同じ結果が得られるとは言い切れない。本章においては三つの事例への適用例が示されているが、適用例を今後さらに増やすことによって、どのような事例にも対応したマニュアルが形成されてゆくのであろう。

第二に、これは著者も十分認識している点であるが、第 4 章では価値原則の適用妥当性に関する基準の確立が目指されているものの、実際には基準についての仮説が提出されるに止まっている。今後は、原則の適用事例との比較により仮説を修正・検証する作業が必要であらう。

第三に、第 6 章ではアナロジーを用いて、ある政策論点に関する選択肢の中から一つあるいは一部を選んだり、合意調達力の高い選択肢を追加したりする手法が提案されており、それ自体は興味深い。しかし、この手法が効果を存分に発揮するためには、非常に多くの政策論点に関する分析結果や議論結果を蓄積してゆくことが不可欠である。これは手間とコストが大変かかる作業であるから、論文提出者に要求するのは酷であり、やむをえないが、今後はそのデータベースを構築することが必要であらう。

以上のように、本論文にも若干の短所はあるが、それらは上述した本論文の価値を損なうものではなく、本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。